

学校給食費の支払いに係る制度の全般について

【6 就学援助を受けている場合の学校給食費の支払いについて】※中学校のみ対象

Q6-1 就学援助とは何ですか？

A6-1 東広島市の小・中学校に通学されているお子さまの保護者等に対し、経済的な理由で就学に援助が必要な場合、その費用の一部を審査のうえ助成する制度です。

小学校の給食費無償化に伴い、学校給食費の助成については中学校のみが対象です。詳しくは、東広島市教育委員会事務局学事課学務職員係（直通 082-420-0975）までお問い合わせください。

Q6-2 就学援助に認定された場合、学校給食費の支払いはどのようになりますか？

A6-2 就学援助の認定を受けている世帯の生徒の学校給食費については、就学援助費から自動的に市に納付されますので、保護者が学校給食費を納付する必要はありません。

ただし、就学援助の申請中で、まだ認定されていない場合は、認定されるまでの間の学校給食費を保護者が納付する必要があります。また、就学援助の認定を受けている世帯が不認定になった場合も、保護者が学校給食費を納付する必要があります。

Q6-3 就学援助の申請中で、認定になるまでの間に支払った学校給食費はどうなりますか？

A6-3 就学援助の支給開始月以後の学校給食費は納付する必要はないため、すでに口座から引き落とされた学校給食費がある場合は、支給開始月以後の学校給食費を返還します。